

# 令和8年度 町有財産売払い

## 一般競争入札物件資料

<u>物件番号</u>	財産2
<u>申込受付期間</u>	令和8年4月20日(月)～令和8年5月27日(水)
<u>入札書提出期限</u>	令和8年5月27日(水) 午後5時00分
<u>入札日時</u>	令和8年7月1日(水) 午前9時00分
<u>入札場所</u>	中標津町役場 3階 301号会議室
<u>最低売却価格</u>	1,796,000円

中 標 津 町

### 物件概要説明書

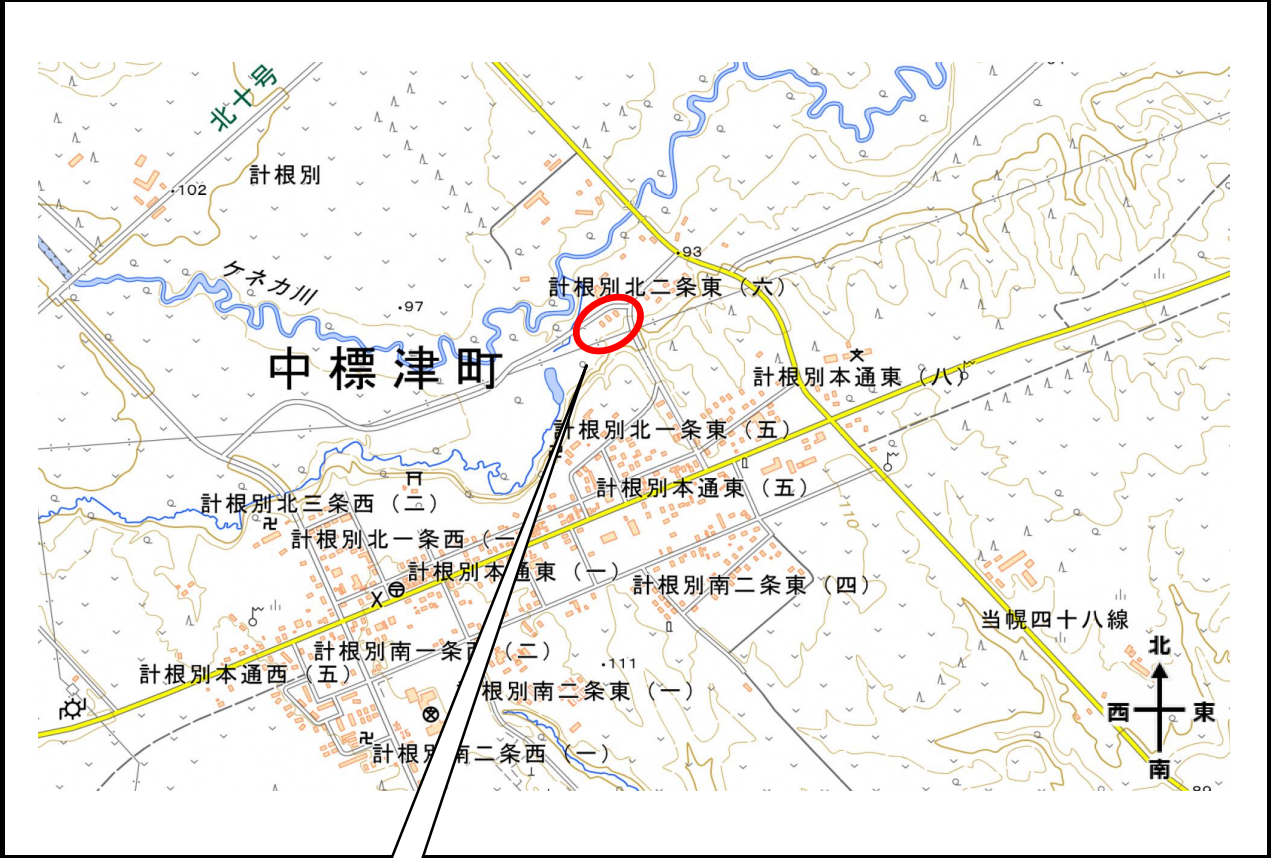
この物件概要説明書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ずご自身で現地の現況及び利用制限等を調査、確認の上、お申し込みください。

不動産の表示	土地	①	所在地	標津郡中標津町 計根別北2条東6丁目2番12	地目	登記 宅地	地積	登記 1,231.83 m <sup>2</sup>	
			現況	宅地	地積	実測 1,231.83 m <sup>2</sup>			
		②	所在地	標津郡中標津町 計根別北2条東6丁目2番16	地目	登記 宅地	地積	登記 1,391.06 m <sup>2</sup>	
			現況	宅地	地積	実測 1,391.06 m <sup>2</sup>			
	合計地積（複数筆の場合）		登記	2,622.89 m <sup>2</sup>		実測	2,622.89 m <sup>2</sup>		
	建物	-	所在地			家屋番号			
		種類	構造			建築年			
		延床面積							
	立木等	立木	土地附属立木複数本						
		工作物	土地附属物（排水トラフ・コンクリート工作物）						
その他		土地附属物（埋設状況不明給水管）							
法令等に基づく制限	都市計画区域	非該当	用途地域	-					
	特別用途地区	-		特定用途制限地域	-				
	その他の地域地区等	-		建ぺい率	-	容積率	-		
	私道の変更又は廃止制限	無		開発行為	個別協議				
	その他制限	建築基準法6条1項4号指定区域、同法22条指定区域							
	洪水浸水想定区域	非該当		（浸水想定深： - ）					
土石流危険渓流区域	非該当		急傾斜地崩壊危険箇所	非該当					
接道状況	接道方向	路線名		幅員	接道長さ	舗装状況			
	北西側	町道計根別公園線通り		16.5m	75.646m	舗装済（アスファルト）			
私道負担	無（内容： - ）								
供給・排水施設状況	上水道	有	引込可能	無	（本管は接面道路側には無く東面道路側に埋設されています。）				
	下水道	有	接続可能	無	（集落排水。本管は接面道路側には無く東面道路側に埋設されています。公共汚水樹未設置。）				
	電気	有	引込可能	無	（ ）				
交通機関	計根別バスターミナル		約 1.3 km	中標津空港		約 20 km			
公共施設等	町役場（計根別支所）		約 1.0 km	消防署（計根別詰所）		約 1.3 km			
	公園（正美公園）		約 300 m	計根別学園（小・中）		約 700 m			
	郵便局（計根別）		約 1.2 km						
境界確認	実施済（境界標：コンクリート標、プラスチック杭）								

<p>特 記 事 項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本土地は、昭和59年に町が建物（住宅）とともに取得した土地であり、令和3年に建物は解体撤去されております。</li> <li>・物件は現状有姿（地上及び地中、地下の残置物を含む）での引渡しとなります。</li> <li>・地中及び地下埋設物調査は実施しておりませんので、把握していない埋設物（石、コンクリート、切り株、根、廃材等）が存在している場合があります。</li> <li>・排水トラフ・コンクリート工作物が残置されております。地表に出ている部分で15mの延長を確認しておりますが、地中に埋まっている部分については未調査のため不明です。</li> <li>・地中及び地下障害物・土壌汚染・境界等について、町は一切の契約不適合責任を負わないものとします。</li> <li>・本土地内に現在使用されていない古い給水管が埋設されている可能性があります。地中調査を行っていないため埋設状況は不明ですが、当該給水管も含めての物件引渡しとなりますので、引渡し後は購入者の責任と負担において管理いただくこととなります。</li> <li>・本土地の南側（土地外）に高圧送電線が通っています。</li> <li>・土地内に電柱（北海道電力）、電話柱（N T T東日本-北海道）及び架空線が設置されたままの状態です。引渡しますので、購入者側で必要な手続等を行ってください。</li> <li>・上水道について、本管が接面道路（町道計根別公園線通り）側には無く、東面道路（町道計根別東4丁目通り）側に埋設されているため、接続に要する距離が長くなります。詳細は役場上下水道課にご確認ください。</li> <li>・集落排水について、土地所有権移転の翌年度から集落排水事業受益者分担金（230円/㎡）が賦課されます。なお、事前に町で公共汚水柵を設置する必要がありますので、設置完了まで接続をお待ちいただくこととなります（建物建築予定位置によっては、本管整備が必要になる可能性もあります。その場合には整備に要する期間が年単位で長くなります）。詳細は役場上下水道課にご確認ください。</li> <li>・町有施設の給水管が本土地と接面道路（町道計根別公園線通り）敷地との境界沿いに埋設されておりますので、漏水等により町が掘削等する場合には円滑な作業実施へのご協力をお願いいたします。</li> <li>・ごみ収集について、計根別市街はステーション方式となっているため道路沿いにごみ箱を設置されても収集いたしません。所定のごみステーションにお持ち込みいただくこととなります。詳細は役場生活課にご確認ください。</li> </ul>
<p>添 付 書 類</p>	<p>○位置図・明細図    ○現況詳細図    ○現況写真    ○登記事項証明書（写）  ○公図（写）    ○地積測量図（写）    ○売買契約書案</p>

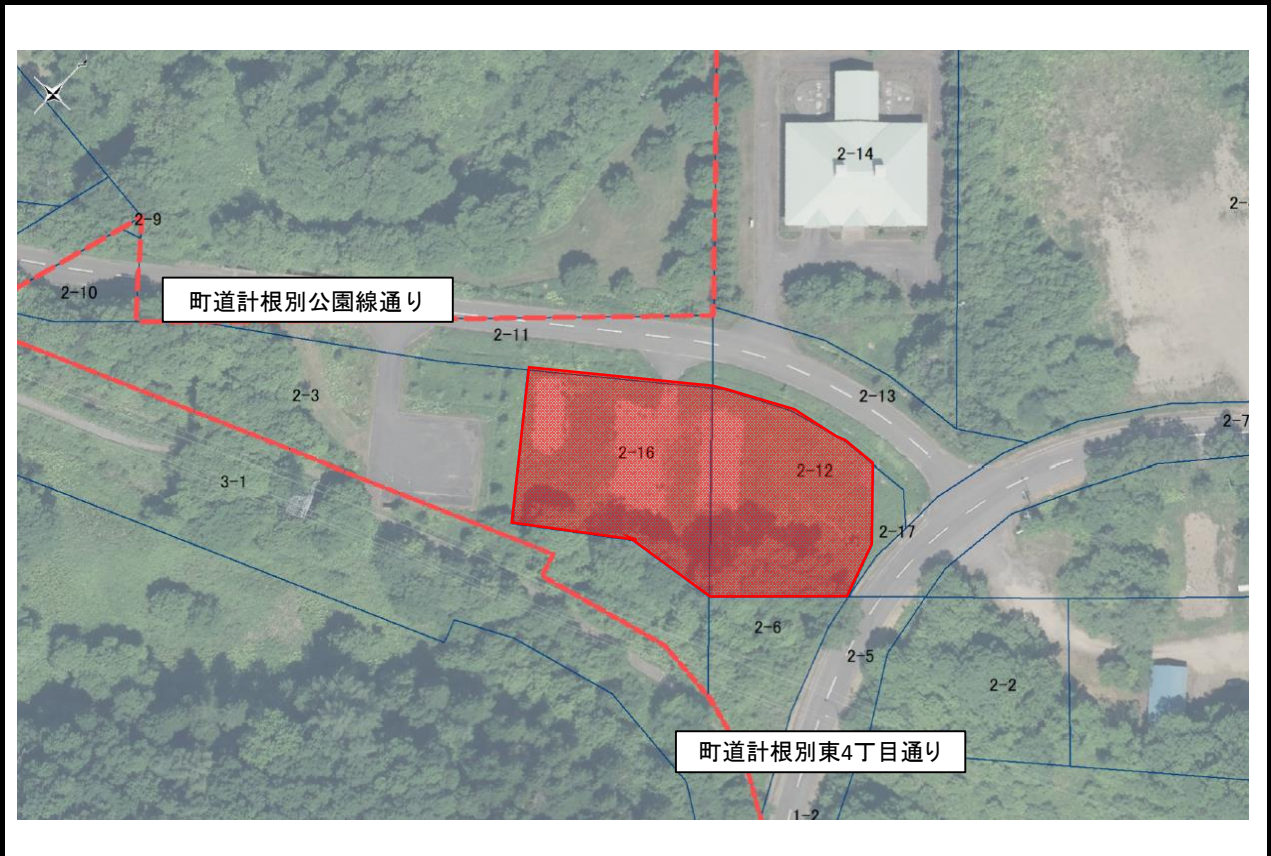
位置図

標津郡中標津町計根別北2条東6丁目2番12、2番16



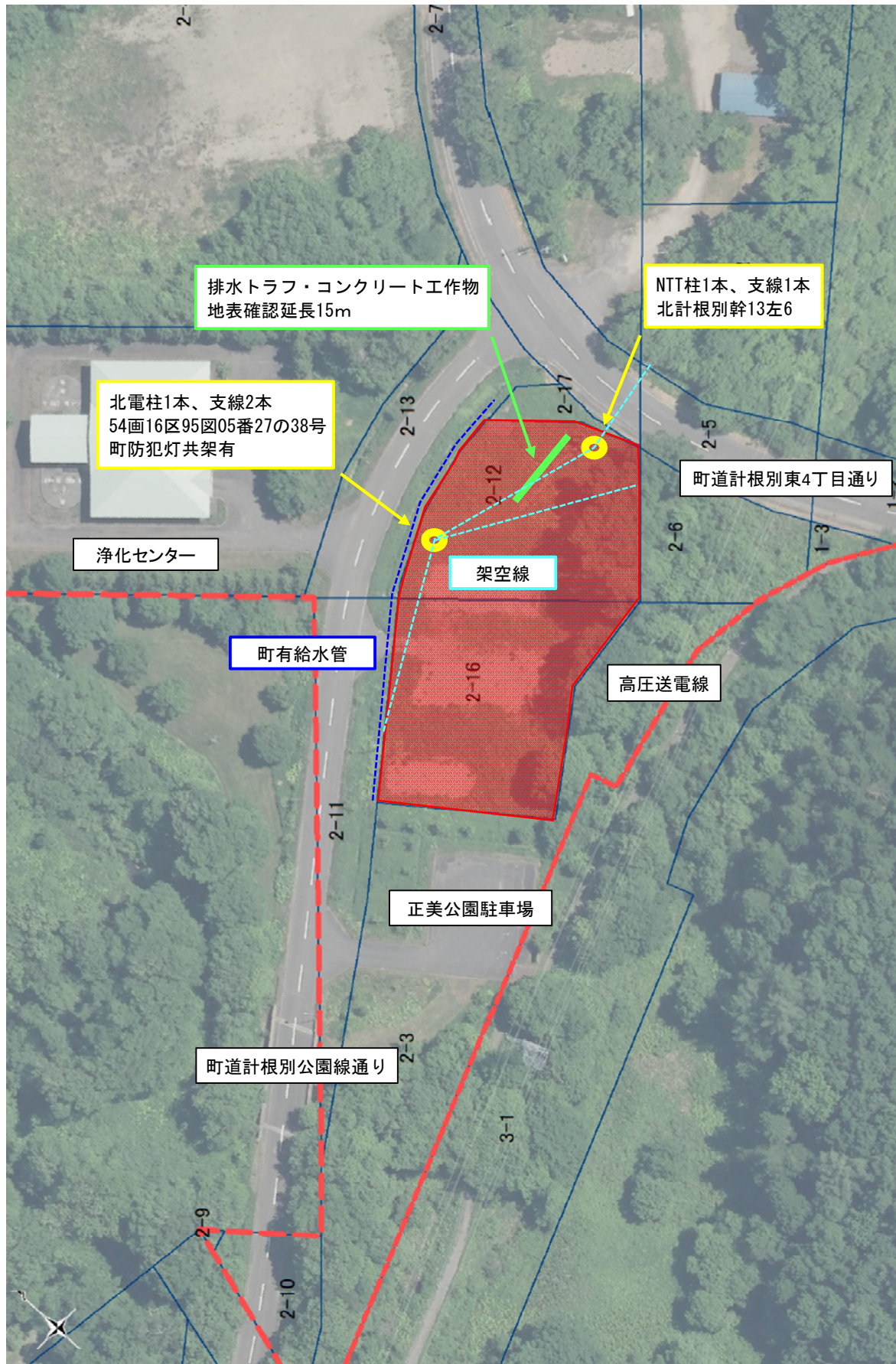
明細図

標津郡中標津町計根別北2条東6丁目2番12、2番16



現況詳細図

標津郡中標津町計根別北2条東6丁目2番12、2番16



全景（赤線～境界線の目安）



全景（赤線～境界線の目安）



全景（赤線～境界線の目安）



全景（赤線～境界線の目安）



全景（赤線～境界線の目安）



全景（赤線～境界線の目安）



全景（赤線～境界線の目安）



全景（赤線～境界線の目安）



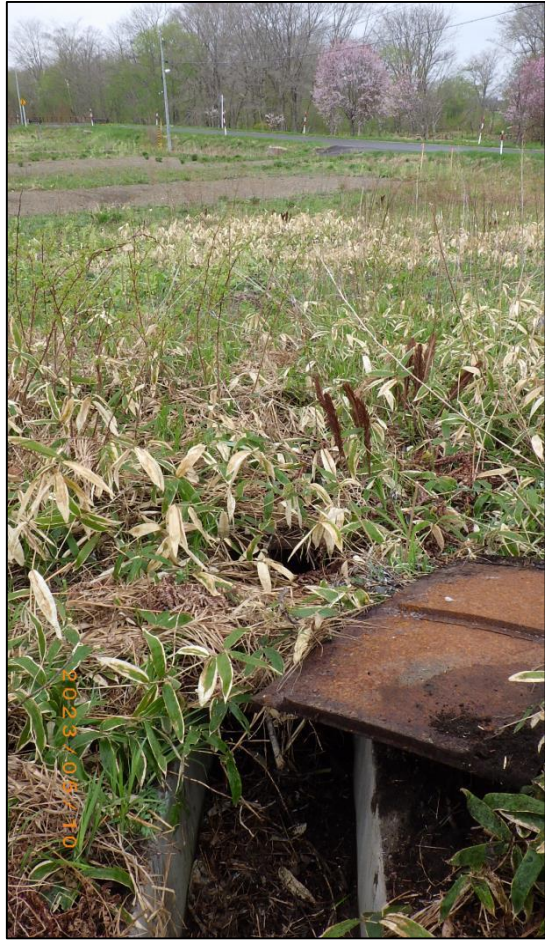
全景（赤線～境界線の目安）



排水トラフ・コンクリート工作物



排水トラフ・コンクリート工作物



排水トラフ・コンクリート工作物



排水トラフ・コンクリート工作物



電柱、電話柱、架空線



架空線、高圧送電線（写真奥側）



表題部 (土地の表示)		調製	平成19年11月26日	不動産番号	4625000139112
地図番号	A11-30	筆界特定	[余白]		
所在	標津郡中標津町計根別北二条東六丁目				[余白]
①地番	②地目	③地積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
2番12	山林	1337		2番4から分筆 〔平成12年1月27日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成19年11月26日	
[余白]	宅地	1231 83		年月日不詳一部地目変更 ③2番12、2番17に分筆 ②③年月日不詳地目変更 〔令和5年7月5日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和59年3月22日 第1063号	原因 昭和59年3月10日交換 所有者 標津郡中標津町 順位1番の登記を移記
	[余白]	[余白]	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成19年11月26日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和8年3月10日  
釧路地方法務局中標津出張所

登記官



\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D30365 (5/7)



表題部 (土地の表示)		調製	[余白]	不動産番号	4625010020849
地図番号	Z10-40・A11-3 0	筆界特定	[余白]		
所在	標津郡中標津町計根別北二条東六丁目			[余白]	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
2番16	宅地	1391	06	2番3から分筆 〔令和5年7月5日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和59年3月22日 第1063号	原因 昭和59年3月10日交換 所有者 標津郡中標津町 順位1番の登記を転写 令和5年6月28日受付 第1690号



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和8年3月10日

釧路地方法務局中標津出張所

登記官



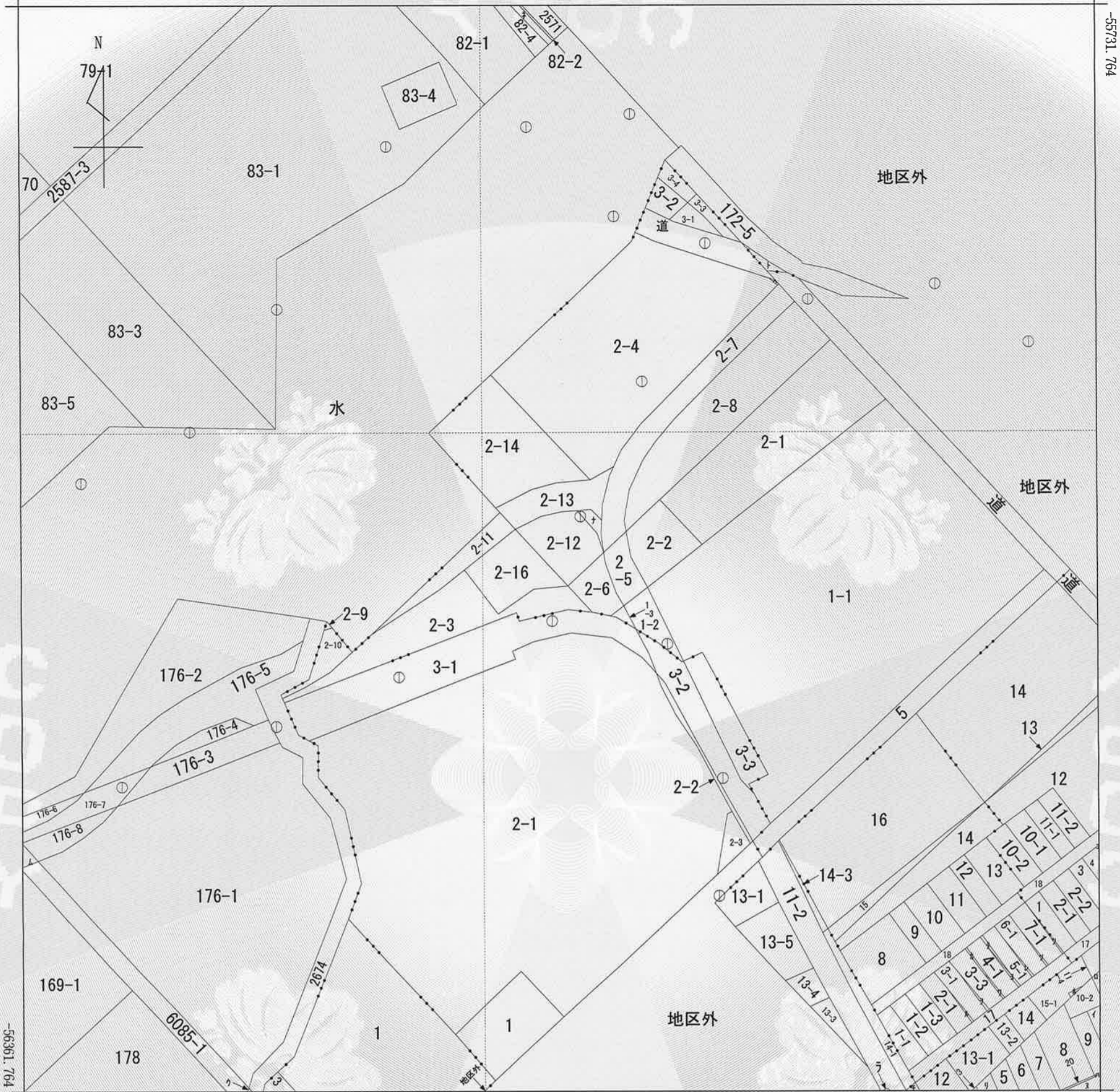
\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D30365 (6/7)





+45411.188 (座標値種別：図上測定)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(tokachi2003b.par)による修正がされています。

地番区域見出

A 計根別本通  
 東5丁目  
 B 計根別北一  
 条東5丁目  
 C 計根別北一  
 条東6丁目  
 D 計根別北一  
 条東7丁目  
 つづく

請求分	所在	標津郡中標津町計根別北二条東六丁目				地番	2番12		
出力縮尺	1/2500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	X III	分類	地図に準ずる図面	種類	地籍図
作成年月日	昭和35年11月			備付年月日(原図)		補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年3月10日  
 釧路地方法務局中標津出張所  
 登記官



3-2  
3-4  
4-2  
4-3  
5-2  
5-3  
6-2  
7-2  
82-3  
2-17  
地区外  
6085-3  
6086

E  
F  
G  
H  
I

通目二丁目  
本目二丁目  
別目二丁目  
根目二丁目  
別目二丁目  
根目二丁目  
計目二丁目  
東目二丁目  
計目二丁目  
東目二丁目  
計目二丁目  
東目二丁目  
計目二丁目  
東目二丁目

登記年月日：令和5年7月5日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
令和5年3月10日 釧路地方法務局中標津出張所 登記官

地番 A11-30	種類	境界線の種類及び境界線の記号又は点名 コンクリート積	プラスチック杭
	既設 新設	H1OR16~H1OR20, HSL15 A4, A5, HSL14-1	H1OR15-1, 1934
与点の種類	①	公共基準点	口、ハ、ニ

与点の成果

(世界測地系による成果 13系)  
中標津町役場設置基準点

点名	X	Y
3級基準点 R5-3-1	X=-56,133.681	Y=45,541.576
3級基準点 R5-3-2	X=-56,022.934	Y=45,748.630

境界点	基準点	TR2.00 Patch.00 Ver.1.3.79 Ver.1.0.0
○	○	○
—	—	—

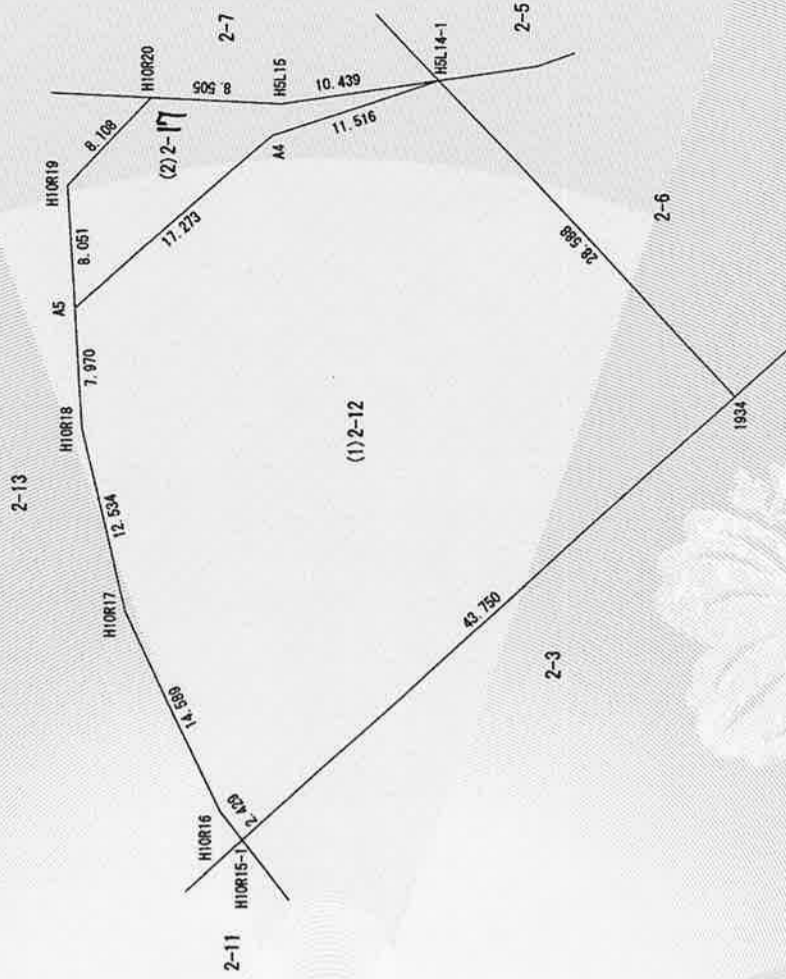
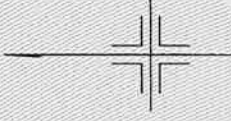
求積表

地番	NO	Xn	Yn	Xn · (Yn+1 - Yn-1)	距離
(1)2-12	H1OR15-1	-56035.938	45698.665	1541884.870008	2.429
	H1OR16	-56034.466	45700.597	-849370.435628	14.589
	H1OR17	-56028.309	45713.823	-1425472.237578	12.534
	H1OR18	-56025.503	45726.039	-1130202.472019	7.970
	A5	-56025.053	45733.996	-1085373.351769	17.273
	A4	-56038.016	45745.412	-848079.334144	11.516
	HSL14-1	-56048.915	45749.130	969590.180585	28.588
	1934	-56088.294	45728.113	2829486.456710	43.750
	合計			2463.676165	
	合計面積			1231.8380825	㎡

地番	NO	Xn	Yn	Xn · (Yn+1 - Yn-1)	距離
(2)2-17	A5	-56025.053	45733.996	189252.629034	8.061
	H1OR19	-56024.599	45742.034	-784176.312203	8.108
	H1OR20	-56030.097	45747.993	-310462.767477	8.505
	HSL15	-56038.592	45747.575	-63715.879104	10.439
	HSL14-1	-56048.915	45749.130	121233.803145	11.516
	A4	-56038.016	45745.412	848079.334144	17.273
	合計			210.807539	
	合計面積			105.4037695	㎡

総合計面積 1337.2418520 ㎡

地番 2-12, 2-17  
土地積地所測量  
土地の所在 標津郡中標津町計根別北二条東六丁目



作成者 [Redacted]  
申請人 [Redacted]  
縮尺 1/500  
(令和5年 5月25日測量)  
(令和5年 6月19日作成)



登記年月日：令和5年7月5日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
令和8年3月10日 釧路地方法務局中標津出張所

登記官



地 図 番 号	境界線の種類及び境界線の記号又は点名		木 杭
	種類	コンクリート杭	
Z10-40・A11-30	既設	H10R11~H10R13, H10R15	H10R10-1, H10R14, 101
	新設	A1~A3, H10R15-1, 1934	1933, 27182, 27183, 27184
与点の種類	公共基準点	口。	ハ。
与点の種類	イ。		ニ。

与点の成果  
(世界測地系による成果 13系)  
中標津町役場設置基準点

点 名	X	Y
3級基準点 R5-3-1	X=-56,133.681	Y=45,541.576
3級基準点 R5-3-2	X=-56,022.934	Y=45,748.630

TK2JGD Patch:00	Ver:1.3.79	Ver:1.0.0
境界点	○	○
基準点	—	—

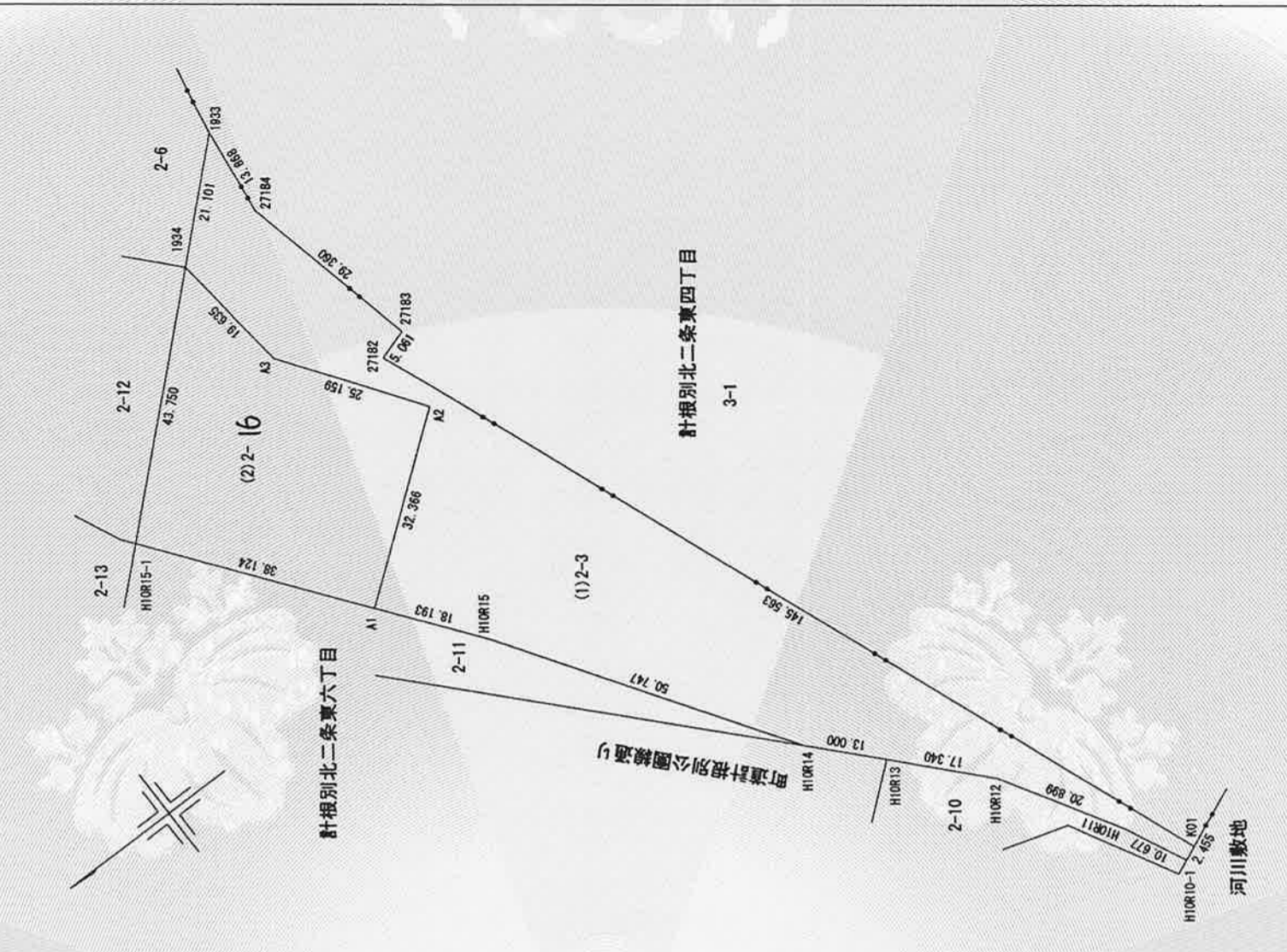
求積表

地 番	(1)2-3	Xn	Yn	Xn · (Yn-1 - Yn-1)	距離
H10R10-1		-56133.800	45561.594	-488588.595200	10.677
H10R11		-56129.299	45571.276	-1552928.315433	20.899
H10R12		-56118.654	45589.261	-1725648.610500	17.340
H10R13		-56106.918	45602.026	-1249557.170778	13.000
H10R14		-56098.050	45611.532	-2907954.617850	50.747
H10R15		-56070.061	45653.863	-3185003.745044	18.193
A1		-56059.038	45668.336	-1910716.251192	32.366
A2		-56084.786	45687.947	-2257749.145216	25.159
A3		-56070.407	45708.592	-2252123.967562	19.635
1934		-56068.294	45728.113	-1890847.146856	21.101
1933		-56083.900	45742.316	-24845.167700	13.868
27184		-56082.169	45728.556	2377379.226079	29.360
27183		-56088.669	45699.925	1688895.912259	5.061
27182		-56083.829	45698.445	7703282.164637	145.563
K01		-56136.052	45562.572	7682274.862252	2.455
合 計				5958.421896	
合計面積				2929.2109480	m <sup>2</sup>

地 番	(2)2-16	Xn	Yn	Xn · (Yn-1 - Yn-1)	距離
A1		-56059.038	45668.336	-600840.769284	38.124
H10R15-1		-56035.938	45698.665	-3349660.265826	43.750
1934		-56068.294	45728.113	-556589.954538	19.635
A3		-56070.407	45708.592	2252123.967562	25.159
A2		-56084.786	45687.947	2257749.145216	32.366
合 計				2782.123130	
合計面積				1391.0615650	m <sup>2</sup>

合計面積	4320.2725130	m <sup>2</sup>
------	--------------	----------------

地 番	2-3, 2-16
土地の所在	標津郡中標津町計根別北二条東六丁目



申請人	[Redacted]
縮尺	1/1000

作成者	[Redacted]
(令和5年 5月25日測量)	
(令和5年 6月19日作成)	

## 町有財産売買契約書(案)

中標津町(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、物件の売買について、次のとおり契約を締結する。

(売買物件)

第1条 甲は、その所有する末尾記載の物件(以下「売買物件」という。)を乙に売り渡し、乙は、これを買受ける。

(売買代金等)

第2条 売買代金は、金 円とする。

2 乙は、前項の売買代金を甲の発行する納入通知書により、令和8年7月 日までに、甲に納付しなければならない。

(契約保証金)

第3条 契約保証金は、金 円とする。

2 前項の契約保証金は、第16条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

3 第1項の契約保証金には利息を付さないものとする。

4 甲は、乙が前条第2項に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を乙に還付する。ただし、次条の定めにより契約保証金を売買代金に充当するときは、この限りでない。

5 甲は、乙が前条第2項に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

(契約保証金の売買代金への充当)

第4条 乙は、甲に対し、前条第1項の契約保証金を売買代金に充当することについて、あらかじめ書面により申し出ることができる。

2 前項の申出があった場合において、甲は、第2条第2項の規定にかかわらず、売買代金から契約保証金を控除した金額(以下「売買代金の一部」という。)に係る納入通知書を乙に発行するものとし、乙は、当該納入通知書により、令和8年7月 日までに、売買代金の一部を甲に納付しなければならない。

3 甲は、前項の規定により売買代金の一部が納付されたときは、契約保証金を売買代金に充当する。

(所有権の移転)

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の全額を納付したとき、乙に移転する。

(所有権移転登記の手続)

第6条 売買物件の所有権移転登記の手続は、乙が売買代金の全額を納付した後甲が行うものとし、その手続に係る登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第7条 売買物件の甲から乙への引渡しは、第5条に定める所有権の移転と同時に、現状有姿(甲が示した物件概要説明書の記載事項を含む。)で行われたものとする。

(危険負担)

第8条 この契約を締結したときから前条に定める引渡しの日までにおいて、売買物件が甲又は乙のいずれの責めに帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、この契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、この契約を解除することができる。また、乙は、この契約が解除されるまでの間、売買代金の支払を拒むことができる。

2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって売買物件が損傷した場合であっても、修補することによりこの契約の履行が可能であるときは、売買物件を修補して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しがこの契約に定める引渡しの日を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

3 第1項によって、この契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

(契約不適合責任)

第9条 第7条に定める引渡しの日以後、地中残置物及び埋蔵文化財等が存することにより、法令等に基づく措置（社会慣行上必要となる措置及び従前建物その他の工作物等（地中に存するものを含む。）の除却、施設建築物の建設等を行うために必要となる措置を含む。）が必要となった場合には、乙がその対策について責任と費用を負うものとする。

2 前項に定めるもののほか、乙は、引き渡された売買物件が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しない状態であることを発見しても、売買物件の修補その他の履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、第7条に定める引渡しの日から2年間に限り、売買物件の修補その他の履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償の請求又は契約の解除について、甲に対して協議を申し出ることができるものとし、甲は協議に応じるものとする。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第10条 乙は、第7条に定める引渡しの日から10年間、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、この契約に定める義務の履行状況を確認するため、必要があると認めるときは、乙に対し随時に売買物件について、質問し、実地調査を行い、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、この契約に定める義務の履行状況に関し、その事実を証する書類その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく、前2項に定める調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第12条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額(円未満切捨て)を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 第10条に定める義務に違反して公序良俗に反する使用等をしたときは、売買代金の30パーセントに相当する金額

(2) 正当な理由なく前条第3項に定める義務に違反して実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、売買代金の10パーセントに相当する金額

2 前項の違約金は、第16条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができるものとする。

2 甲は、乙が第10条に定める義務に違反したとき、又は次の各号の一に該当していると認められるときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができるものとする。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

4 乙は、甲が第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復義務)

第14条 乙は、前条の規定により甲が解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないことを認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに売買物件の乙から甲への所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(返還金等)

第15条 甲は、第13条の規定により解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還するものとする。ただし、当該返還金には利息を付さないものとする。

2 甲は、第13条の規定により解除権を行使したときは、乙が負担した契約の費用を返還しない。

3 甲は、第13条の規定により解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用を返還しない。

(損害賠償)

第16条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その賠償を乙に請求することができる。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第15条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が、この契約に定める違約金又は損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第18条 甲又は乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ないで、この契約に基づく相手方に対する権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することができない。

(契約の費用)

第19条 この契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の原則の遵守)

第20条 甲及び乙は、信義に従い誠実にこの契約を履行しなければならない。

(管轄裁判所)

第21条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第22条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年7月 日

甲（売渡人） 標津郡中標津町丸山2丁目22番地  
中標津町長 西村 穰

乙（買受人） 住所（所在地）  
氏名（名称）

## 売 買 物 件 の 表 示

### 【 土 地 】

所 在 地 番	地 目	地 積
標津郡中標津町 計根別北2条東6丁目2番12	登記： 宅地	登記： 1231.83㎡
	現況： 宅地	実測： 1231.83㎡
標津郡中標津町 計根別北2条東6丁目2番16	登記： 宅地	登記： 1391.06㎡
	現況： 宅地	実測： 1391.06㎡
特記事項	甲が示した物件概要説明書記載のとおり	